

## 大妻女子大学学術指導取扱規程

平成31年3月6日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学術指導」とは、本学が学外機関等（以下「委託者」という。）からの委託を受け、本学の教職員（以下「学術指導担当者」という。）がその専門的知識に基づき指導助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費（以下「学術指導料」という。）を委託者が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 学術指導は、その内容が学術指導担当者の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものであり、かつ本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、本学の主体性のもとに、受け入れるものとする。

(申込み)

第4条 委託者は、所定の様式による申込書を学術指導担当者が所属する部局の長を経て学長へ提出しなければならない。

(受入れの条件)

第5条 学術指導の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学術指導は、委託者が一方的に中止することができないこと。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、中止を決定することができること。
- (2) 委託者と協議のうえ、やむを得ない理由で学術指導を中止し、又は期間を変更したことにより委託者が損害を受けたときは、これに対し本学は責任を負わないこと。

(受入れの決定)

第6条 学術指導の受入れの諾否は、常任理事会構成員の決裁を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の結果を学術指導担当者及び委託者に通知するものとする。受入れができない場合には、その理由を付して通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、学術指導の受入れを決定したときは、第2項に基づき速やかに委託者と学術指導契約を締結しなければならない。

2 学長が学術指導契約の締結を行う場合は、理事長は、学長へ学術指導契約の締結に関する職務権限を委任するものとする。

3 学長は、学術指導契約を締結したときは、その旨を学術指導担当者に通知するものとする。

(学術指導料)

第8条 委託者が納入する学術指導料は、次の各号に掲げる額を合算した金額とする。

- (1) 学術指導担当者の職位に基づき本学が定める額（以下「指導料」という。）に旅費、消耗品費及びその他学術指導に必要となる経費に相当する額を加算した額（以下「直接経費」という。）

- (2) 当該学術指導遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費に相当する額(以下「間接経費」という。)
- 2 直接経費のうち、指導料の単価は、原則として別表1のとおり定め、別表1のうち学術指導担当者の職位に該当するものが無い場合は、委託者と本学が協議のうえ定める額とする。
- 3 間接経費は、原則として直接経費の10%とする。  
(学術指導料及び指導料の取扱い)
- 第9条 委託者は、原則として、学術指導料を学術指導契約で定めた当該学術指導の開始日(以下「学術指導開始日」という。)より前に本学に納入するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者は、学術指導料を学術指導開始日以降に納入することができる。
- (1) 学術指導契約において、学術指導完了後に学術指導料を納入することが定められている場合
- (2) やむを得ない理由により、学術指導開始日以前に学術指導料を納入することができず、そのことについて本学が了承した場合
- (3) 学術指導開始日以降に学術指導料を納入する旨、本学が委託者へ指示をした場合
- 3 前項の場合、学術指導料は、学術指導契約が締結済みの場合に限り、学術指導開始日から学術指導料が納入されるまでの間、学校法人大妻学院が立替支出を行い、学術指導料の納入後に精算を行うことができる。ただし、学校法人大妻学院が立替える学術指導料の額は、学術指導契約で定められた学術指導料の額を上限とする。
- 4 前項を適用する場合は、学術指導契約に本学が損害を受けた場合の損害賠償条項を盛り込むものとする。
- 5 指導料は、原則として学術指導担当者の個人研究費に充てる。
- 6 学術指導を中止又は期間を変更した場合において、学術指導料の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還する。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、当該学術指導料は、原則として返還しない。
- 7 前項において委託者に返還しなかった学術指導料の取扱いは別に定める。
- 8 学術指導料を使用した物品の納入、役務の提供等は、学術指導契約で定めた指導期間内に終了するとともに金額を確定させ、それらにかかる証憑書類の日付は当該会計年度内かつ指導期間内であるものとする。
- 9 学術指導担当者は、前項に定める証憑書類の提出及び学術指導料の支出にかかる手続を「学校法人大妻学院経理規程」及び「経理規程施行細則」に基づき行うものとする。ただし、指導期間の最終月における期限については別に定める。
- 10 本学による学術指導料の支出及び精算は、本規程及び学術指導契約に定めがある場合を除き、「学校法人大妻学院経理規程」及び「経理規程施行細則」に基づいて行い、学術指導契約で定めた指導期間の終了後1ヶ月以内に完了させるものとする。  
(学術指導の中止等)
- 第10条 学術指導担当者は、学術指導を中止し又はその期間を延長する必要が生じた場合は、速やかに学長に報告し、必要な手続を行わなければならない。
- 2 学長は、学術指導の中止又は期間の延長がやむを得ないと判断する場合は、常任理事会

構成員の決裁を経て学術指導の中止又は期間の延長を決定することができる。

3 学長は、前項の規定により学術指導の中止又は期間の延長を決定したときは、委託者と協議のうえ、必要な対応を行うものとする。

(学術指導の終了報告)

第 11 条 学術指導担当者は、学術指導が終了したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(学術指導に係る成果の公表)

第 12 条 学術指導に関する成果は、委託者の合意を得て原則公表するものとし、公表の時期・方法については、学術指導担当者と委託者との協議のうえ、決定する。

(知的財産権の取扱い)

第 13 条 学術指導において生じた知的財産権に関する取扱いは、学術指導契約に別段の定めのない限り、「学校法人大妻学院発明等取扱規程」による。

(秘密の保持)

第 14 条 学長及び委託者は、学術指導契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨を定めることができる。

(適用除外)

第 15 条 学術指導のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの委託を受けた学術指導

(2) その他特別な事情があると学長が認めた学術指導

(所管部署)

第 16 条 学術指導の取扱いに関する所管部署は、総務センター研究支援室とする。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途常任理事会が定める。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、契約日が平成 31 年 4 月 1 日以降の学術指導に適用する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、契約日が令和 2 年 4 月 1 日以降の学術指導に適用する。

別表 1

	教授	准教授	専任講師	助教
単価／時間	15,000 円	13,000 円	11,000 円	6,000 円

※消費税相当額を除く